

令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直します。

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「納付書」の送付対象者を見直し、次の方につきましては「納付書」の送付を行わないこととしております。

- ① e-Taxにより申告書を提出している法人の方や、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- ② ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）、インターネットバンキングによる納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付又はコンビニ納付（二次元コード）といった「納付書」を使用しない手段を利用された方

納付につきましては、キャッシュレス納付を是非ご利用いただきますようお願いいたします。

キャッシュレス納付に
ついてはこちら



令和5年5月から「申告書等用紙」の送付を取りやめています。

令和5年4月以降、国税庁ホームページに掲載しているとおり、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、「申告書等用紙」を送付しておりません（法人税予定申告書及び消費税中間申告書については、従来のお通り送付しております。）。

「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、確定申告書の提出に際しては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、書面の「申告書等用紙」を必要とされる法人の方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等ができない場合は、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。

- 地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方（法人）については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。



ホームページはこちら



大法人はe-Taxによる申告書の提出が義務化されています。
 また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から通算法人の法人税等の申告書についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

○ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告書は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされています。

また、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から通算法人が行う法人税等の申告書もe-Taxにより提出しなければならないこととされました。

※ 義務化の対象となる法人は、以下の法人です。

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時にける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 通算法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」に掲げる法人（通算法人はその事業年度開始の時にける資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に限りま。） ② 国・地方公共団体

確定申告書の提出に当たってご留意いただきたい事項

1 「法人税等確定申告書」及び「消費税等確定申告書」の提出に当たってのお願い

(1) 「税理士法第30条の書面提出有」欄等

確定申告書に「税理士法第30条及び第33条の2に規定している書面」を添付する場合には、確定申告書の以下の欄に○印の記載をお願いします。

＜法人税等確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書上段(「税務署処理欄」下)

税理士法第30条の書面提出有	<input checked="" type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有	<input checked="" type="radio"/>
----------------	----------------------------------	------------------	----------------------------------

※ 該当する項目に○印を記載する。

＜消費税等確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書右下(「税理士署名」欄下)

<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

※ 該当する項目に○印を記載する。

(2) 「適用額明細書提出の有無」欄

法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税等確定申告書に添付して税務署に提出する必要がありますので、適用額明細書の提出の有無について記載をお願いします(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条)。

＜法人税等確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書上段(「税務署処理欄」下)

適用額明細書提出の有無	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
-------------	----------------------------------	-----------------------

※ 法人税関係特別措置の適用を受ける場合は「有」に○印を記載する。受けない場合には適用額明細書の提出は不要(「無」に○印を記載。)

(3) 「別表17(4) 国外関連者に関する明細書」について

国外関連者(注)と取引を行った場合には、「別表17(4) 国外関連者に関する明細書」を「法人税等確定申告書」に添付する必要があります(租税特別措置法66の4⑤)。

(注) 国外関連者とは、その法人との間に、次のような関係(特殊の関係)がある外国法人をいいます。(租税特別措置法66の4①)

- ① 二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を直接又は間接に保有する関係(租税特別措置法施行令39の12①一)
- ② 二つの法人が同一の者によってそれぞれの発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を直接又は間接に保有される関係(租税特別措置法施行令39の12①二)
- ③ 二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部について実質的に決定できる関係(租税特別措置法施行令39の12①三)など

(4) 「申告のお知らせ」の提出

「申告のお知らせ」は、書面で申告される際には、税務署で確認・照合作業に使用しますので、お手数ですが「法人税等確定申告書」及び「消費税等確定申告書」と併せて、提出をお願いします。

2 適用額明細書の正確な記載のお願い

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

よくある記載誤り

FB4011

令和 年 月 日 自平成 年 月 日 事業年度分の適用額明細書

① 法人税等確定申告書別表からの転記誤り
 別表一等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。
 ※ 欠損金額の場合は、金額に「△」又は「－」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折った用紙を再提出する場合には、訂正箇所を再提出する場合は機械で読み取ります。折った用紙は機械で読み取ります。)

法人名	①	事業種目	業種番号	提出年月日	令和 年 月 日
法人番号		提出年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千 円 4 0 0 0 0 0 0 0 0	株主総数	枚	株主総数	枚
所得金額又は 欠損金額	十億 百万 千 円 9 0 0 0 0 0 0 0	株主総数	枚	株主総数	枚

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の3の2第1項第1号	00380	十億 百万 千 円 8 0 0 0 0 0 0 0

②

③

④

この用紙はとじこまないでください

② 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額又は欠損金額」欄が0又はマイナスの金額(欠損金額)である場合は、「中小企業者等の法人税率の特例」(租税特別措置法第42条の3の2第1項)や「税額控除」の措置の適用はありません。適用のない措置の記載は必要ありません。

③ 区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されている対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、記載してください。

《参照先》 「国税庁ホームページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「法人税関係」→「適用額明細書関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

(例) 普通法人が令和5年3月31日終了事業年度において「中小企業者等の法人税率の特例」の措置の適用を受ける場合

正:「00380」 誤:「00001」

④ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 所得金額が900万円の中小企業者等である普通法人が「中小企業者等の法人税率の特例」(適用限度額800万円)の適用を受ける場合

正:8,000,000円 誤:9,000,000円

3 その他の留意事項

(1) 公益法人等及び人格のない社団等の添付書類について

公益法人等及び人格のない社団等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行う必要があります。

公益法人等及び人格のない社団等が法人税等確定申告書に添付する貸借対照表、損益計算書等の書類には、収益事業以外の事業に係るこれらの書類が含まれますので、添付漏れのないよう、ご注意ください。

(2) 消費税についてのお知らせ

イ 中間納付税額等の記載について

消費税等確定申告書の作成に当たっては、税務署から送付する「申告のお知らせ」に表示している「中間納付税額」及び「中間納付譲渡割額」をご確認いただくようお願いします。

確定申告書の「中間納付税額」欄及び「中間納付譲渡割額」欄に誤った金額を記載した場合には、修正申告書及び更正の請求書を提出していただくこととなります。

ロ 「消費税課税事業者届出書」について

基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合、その事業年度（課税期間）は消費税の課税事業者となり、消費税の申告・納付が必要です。新たに課税事業者となる場合には、「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（原則として、その事業年度（課税期間）の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。）の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その事業年度（課税期間）は消費税の課税事業者となり、「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

ハ 「消費税簡易課税制度選択届出書」について

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、簡易課税制度を選択することができます。適用を受ける場合は、原則として、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していただく必要があります。

(3) 期限内申告・納付について

申告・納付につきましては、期限内に済ませていただきますようお願いします。

申告による納付税額があるにもかかわらず、申告期限までに申告書を提出することができなかった場合、無申告加算税がかかる場合があります。また、納期限までに納付することができなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて延滞税がかかる場合があるほか、税務署から督促状が送付されますのでご了承ください。

(4) 納税が困難な場合について

納期限までに国税を一時に納付することが困難な場合については、税務署への申請による猶予制度が設けられています。納期限までに納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

猶予制度の詳細はこちら

